

帯広市開拓140年・市制施行90年記念事業プロモーション事業業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は、帯広市開拓140年・市制施行90年記念事業プロモーション事業業務委託に必要な事項を定めることを目的とする。

2 趣旨

令和4年、帯広市は晩成社の入植から数え140年、市制施行90年を迎える。

この節目の年を市民と慶祝するため、帯広市では、令和4年11月1日実施予定の記念式典をはじめ、様々な記念事業を実施する。

本業務は、帯広市開拓140年・市制施行90年記念の特設ホームページ、ロゴマークなどの各種コンテンツ作成及び周知を委託するものであり、記念すべき年を市民が広く認知し、共に盛り上げ、市民の機運醸成を図るものである。

3 業務内容

共通事項

- ① 帯広市開拓140年・市制施行90年記念事業実施計画（別紙）における基本理念や基本方針等に沿った内容とする。
- ② ターゲットとして、子どもからお年寄りまでの幅広い世代の市民を意識した内容とする。

(1) 特設ホームページ作成

① 特設ホームページ

内 容 140年を迎える帯広市の歴史、及び市が実施する特別事業の数々が端的に伝わる内容とすること。

そ の 他 作成データは帯広市百年記念館のホームページに移管できるようにすること

② 140年記念ロゴマーク

内 容 開拓140年を迎えることがわかる明快なデザインとすること。

カ ラ ー カラー、モノクロの2種類とする。

そ の 他 著作・利用に関する権利は帯広市が有するものとする。

(2) 記念映像の作成

① 記念事業紹介動画

市が実施する特別事業を紹介する動画を3本程度作成すること。

※特別事業内容は、市との協議による。

② 歴史を振り返る映像

帯広市の歴史などに関する資料等を活用し、令和4年11月1日に実施する記念式典の中で上映する歴史を振り返る映像（10分程度）を作成すること。

(3) 記念式典の映像配信・司会進行

①映像配信

令和4年11月1日に実施する記念式典を地元ケーブルテレビ及びYoutubeでのライブ配信、アーカイブ配信するための映像撮影、編集等を行うこと。

②司会進行

令和4年11月1日に実施する記念式典の司会進行を実施すること。

なお、司会者については、これまで、ラジオ、テレビ等、多くの大衆を対象にアナウンスを行った経験、実績のある人物を起用すること。

(4) ノベルティグッズの作成

作成個数 各1,500個

※但し、式典規模の縮小があった場合は、これに応じて作成個数を変更する場合があります。

① ブックレット

仕 様 サイズはA4サイズ以下、ページ数20ページ（表紙除く）

カラー上製本、無線綴じ

<表紙>コート紙180kg、カラー印刷

<本文>コート紙135kg、カラー印刷（両面）

② トートバック

仕 様 コットン製、デニム製など一定の質感・厚みのある素材

（薄手のポリエステル、ナイロン製などは不可）

大きさは、当日配布するA4サイズの冊子、記念菓子などが収まるサイズとする。

③ クリアファイル

仕 様 A4サイズダブルポケット

<サイズ>折り畳み時22.5cm×31cm（両面見開きサイズ45cm×31cm）

<素材等>ポリプロピレン製、厚さ0.2mm程度、

両面、ポケット部フルカラー印刷

（５）広報媒体を用いた市民への記念年の周知

多くの市民と節目の年を慶祝するため、広く市民に記念年の認知が図られるよう、帯広市広報紙（広報おびひろ）と同等程度、またはそれ以上の規模で市民周知を図ること。

4 納期

140年記念ロゴマークは、令和4年5月31日（火）を納期とする。

特設ホームページ開設は、令和4年6月30日（木）を目途とし、以降、市と協議の上コンテンツを増やしていくものとする。（具体的日時については、受託者は契約締結後、工程案を市に示した上で協議し決定する）

歴史を振り返る映像、ノベルティは令和4年10月20日（木）までに納品し、検収を受けること。

記念事業紹介動画は、契約締結後、市と協議の上納期を決定する。

5 映像、写真

使用する写真は受託者の責任において撮影及び収集するものとし、撮影・借入れを行った場合に要する経費は受託者の負担とする。

6 その他注意事項

（１）本委託業務の履行に伴い発生する全著作物（紹介施設等があらかじめ著作権を保有している図及び写真を除く。）に関する一切の権利（著作権含む）は、帯広市に帰属する。

（２）見積書、ラフデザイン等提出物の作成に係る経費は、全て提案事業者の負担とする。

（３）掲載する写真、文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。

（４）本仕様書に定めていない内容の独自提案も可とし、選定基準に則り評価の対象とする。

（５）新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況に応じて、帯広市は9月中旬を目途に式典の参加者数を決定する。

本事業で作成するノベルティの数は最大数1,500個を想定しているが、参加者数を制限した場合、受託者は、市が定めた数でノベルティの発注を行うものとし、その契約数に応じて契約を変更することとする。